

令和 6 年度

鎌ヶ谷市健全化判断比率及び 資金不足比率の審査意見書

鎌ヶ谷市監査委員



鎌 監 第 1 3 6 号
令 和 7 年 8 月 7 日

鎌ヶ谷市長 芝 田 裕 美 様

鎌ヶ谷市監査委員 徳 田 朗
同 土 屋 裕 彦

令和 6 年度 鎌ヶ谷市健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の
規定により、審査に付された令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率を
審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度 鎌ヶ谷市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年7月25日から令和7年8月7日まで

3 審査の概要

この審査は鎌ヶ谷市監査基準に準拠して、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを着眼点として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	－％ (△8.08%)	－％ (△8.13%)	12.30% <12.35%>	20.0%
② 連結実質赤字比率	－％ (△11.44%)	－％ (△12.60%)	17.30% <17.35%>	30.0%
③ 実質公債費比率	6.8%	5.6%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	45.7%	38.0%	350.0%	－

注 ①実質赤字比率②連結実質赤字比率について

- 黒字になっていることから、当該比率が生じないため「－％」で表示している。
- 各年度における（ ）内のマイナス（△）の数値は、参考として黒字の程度を表示したものである。
- 早期健全化基準における＜ ＞内の数値は、前年度におけるものである。

5 審査意見

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、良好と認められる。

令和 6 年度 鎌ヶ谷市資金不足比率審査意見(下水道事業会計)

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 7 年 7 月 2 5 日から令和 7 年 8 月 7 日まで

3 審査の概要

この審査は鎌ヶ谷市監査基準に準拠して、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを着眼点として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
① 資金不足比率	－ % (△46.5%)	－ % (△48.9%)	20.0%

注 ①資金不足比率について

- 1 資金不足が生じていないことから、当該比率が生じないため「－%」で表示している。
- 2 各年度における（ ）内のマイナス(△)の数値は、参考として資金剰余の程度を表示したものである。

5 審査意見

資金不足比率は、経営健全化基準を下回っており、良好と認められる。